

地方における文化財保護行政の在り方についての検討に当たっての視点

平成 25 年 7 月 16 日
文化庁文化財部

1. 現行制度

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 14 号において、「文化財の保護に関すること」については、教育委員会の職務権限とされている。
- また、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号においては、「文化に関すること」について、条例の定めるところにより地方公共団体の長がその事務を管理・執行できるととされているが、「文化財の保護に関すること」は、その対象から除かれ、すなわち教育委員会で管理・執行しなければならないとされている。
- このため、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）は、合議制の執行機関である教育委員会制度を前提として、国・都道府県・市町村等の権限分担の下、文化財を保護する体系となっている。

2. 視点

- 中央教育審議会教育制度分科会における審議状況を踏まえつつ、仮に、教育委員会制度の在り方そのものが抜本的に変わることとなる場合、地方における文化財保護行政の在り方についてどのように考えるか。（下記は視点の例）
 - （例）・国・地方における文化財保護に関する権限配分の在り方
 - ・文化財の保存・活用等に当たって求められる専門的・技術的判断の程度
 - ・文化財保護行政における政治的・宗教的中立性の確保の必要性
 - ・学校教育や社会教育との連携の必要性
 - ・首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要性
- 小規模の自治体における文化財保護行政の在り方についてどのように考えるか。
- その他